

浜松市告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月6日

浜松市長 中野 祐介

1 指定管理者の名称

株式会社HAMAMATSU SANDCREST

2 管理を行わせる施設の所在地及び名称

浜松市中央区江之島町1197

遠州灘海浜公園（江之島地区）

3 管理する期間

令和8年4月1日から令和25年1月31日まで

4 管理業務の範囲

（1）遠州灘海浜公園（江之島地区）の施設の運営・維持管理に関する業務

（2）前号に掲げるもののほか、当該公園の管理に関して市長が必要があると認める業務

5 利用料金に関する事項

利用料金は、指定管理者の収入とする。